

前橋市監査委員公表第19号

前橋市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年11月25日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

出資団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年11月7日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公立大学法人前橋工科大学】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項） 前橋工科大学附属図書館運営業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。契約事務取扱細則等にのっとり秘密保持の観点から適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 契約事務について（要望事項） 前橋工科大学における契約事務において、会計規程、契約事務取扱細則等に基づき事務処理を行っているが、実際の事務処理が規程等の内容にそぐわない状況が見受けられるなど、適正な契約事務が執行されているか疑義が生じる状況であった。契約事務の執行に当たっては、事務局全体で関係する規程等の再確認を行い、必要な見直しを行うとともに、職員一人ひとりが共通認識を持ち、より適正な事務となるよう努められたい。</p> <p>3 現金取扱事務について（指摘事項） 現金の管理において、事務局内に設置している金庫に保管されていた不明金を収入として受け入れていたが、不明金を受け入れることについての顛末などを記載した報告書を作成していなかった。また、学務課で取り扱っている証明書発行手数料に過不足金が生じた際にも同様に報告書を作成していなかった。会計規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>4 雇用管理事務について（指摘事項） 有期雇用職員の雇用管理において、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。また、雇用管理簿の記載誤りによる賃金の誤支給や、出勤印、勤務したことを確認する確認印、所属長印が漏れているものが多数あるなど、適正な事務が行われているとは言い難い状況であった。労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付</p>	<p>予定価格調書の保管については、契約事務取扱細則等にのっとり封筒に入れ、秘密の保持に努めるよう改善した。</p> <p>契約事務については、各注意事項の内容を精査し、会計規程や契約事務取扱細則等の再確認を行った上で、こうしたミスを未然防止する確認内容を列記した「契約事務確認チェックリスト」を作成した。 チェックリストの契約関係起案への添付を義務付け、起案者及び係長によるチェックを通じて、組織的に適正な事務執行を図るべく改善した。</p> <p>現金取扱事務については、過誤納金等が発生した場合には、不明金が生じることのないよう、速やかに報告書（顛末）を作成し事務局内で協議を行い、手許現金で受け入れる等の対応を徹底する。 また、総務企画係長は、毎月金庫内の状況確認を行うこととする。</p> <p>有期雇用職員の雇用管理においては、労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するように教職員へ学内委員会で周知した。 また、適正な雇用事務となるよう、チェックリストを作成し何書に添付するなど、複数人でチェックを行うこととして改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>与するとともに、管理職によるチェック体制を整えるなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>6 前橋工科大学施設の維持保全について（要望事項） 前橋工科大学4号館、5号館及びメイビットホールの周囲に敷設されたインターロッキングブロック舗装において、複数の排水柵の周囲で舗装路面の陥没あるいは舗装縁石の隆起が見受けられた。 当該舗装の陥没あるいは隆起部分について、通行の際の事故防止や排水阻害を解消する観点からも早期に修繕を行うなど、適切な維持保全の措置を講じられたい。</p> <p>7 契約事務取扱細則の適切な運用について（要望事項） 実験棟2水理準備実験室遮光カーテン設置工事、ごみ置き場防鳥ネット設置工事において、工事を発注しようとする際の業者の選定については、契約事務取扱細則で前橋市における一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者の中から選定するものとしているが、当該工事の発注に当たり、前橋市物品・役務等業務競争入札参加資格者に登録された業者を選定し契約していた。また、契約事務取扱細則第26条で随意契約による場合は、2人以上の者から見積書を徴するものとされているにもかかわらず、特に理由が記載されないまま1人からの見積書の徴取による随意契約の案件が見受けられた。 工事及び物品・役務の登録業者はそれぞれ取り扱う業種別に登録しているものであるため、工事の内容を精査し、適切な業者に発注するとともに、契約事務取扱細則にのっとり工事発注事務の適切な運用を図られたい。</p> <p>8 修繕及び整備工事支援に関する協定書の運用について（要望事項） 予定価格が130万円を超える修繕や整備工事を前橋工科大学で発注している事例が認められた。 契約事務取扱細則第30条第1項で契約金額が130万円を超える工事請負契約は建設工事請負契約書を使用することとなり、工事</p>	<p>4号館及び5号館周囲に敷設されたインターロッキングブロック舗装については、舗装下の土砂等を充填又は切削することにより平坦させ、安全性を確保することとした。また、メイビットホール周囲のインターロッキングブロック舗装については部分的な陥没ではないため、学内全体のインターロッキングブロック舗装の状態を調査した上で、安全性確保の観点より、設立団体である前橋市と協議の上、予算を確保し、修繕を実施する予定である。</p> <p>工事の発注、契約に当たっては、契約事務取扱細則にのっとり、前橋市における一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者の中から選定し、発注並びに契約を行うこととした。また、修繕の発注に当たっては、施設修繕事務取扱要綱第2条に定める者以外の者を選定する時はその理由を明示することとした。 なお、見積書の徴取漏れ等の不適切な事務執行については、取扱細則に基づく事務の執行となるように改善する。</p> <p>130万円を超える修繕や整備工事を発注するに当たり、既に専門技術的な知識や見解が必要な工事については、前橋市建築住宅課などの工事担当課に支援を依頼しているものであるが、契約金額が130万円を超える修繕及び整備工事の発注及び工事施工に当たって</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>の発注、施工に当たっては、設計図書、仕様書、現場説明書、条件明示書などの関係図書が必要となるとともに、設計図書等の作成、監理・監督、検査などで専門技術的な知識、見解が必要となることから、公立大学法人移行時に前橋工科大学と前橋市との間で、効率的で的確に大学施設環境の保全に資することを目的として、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結しており、130万円を超える修繕及び整備工事の発注並びに工事施工に当たっては、本協定を有効利用し、設計図書等の作成や監理・監督、検査の支援並びに必要な応じて技術的助言を得るよう検討されたい。</p> <p>9 前橋工科大学全体における内部統制の再構築について（要望事項）</p> <p>今回の監査において、契約事務、雇用管理事務における基本的な事務処理誤りが多数見受けられた。このことは、事務局職員や教員の適正な事務処理に対する認識が不足していることに加え、管理職によるチェック体制が機能していないことに起因しているものと考ええる。</p> <p>総務課がリーダーシップを発揮し、事務処理手続きの合規性や効率性などについて積極的な検証を行い、適正な事務処理に対する認識を確立するなど、内部統制機能の再構築を図られたい。</p>	<p>は、設計図書等の作成、工事請負契約の締結並びに監理・監督、検査が必要となることから、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を有効利用し、必要に応じて前橋市に支援あるいは技術的助言を求めることとする。</p> <p>契約事務、雇用管理業務において、事務処理誤りが多数見受けられたことについては、チェックリストを作成し、伺書に添付することにより、管理職を含む複数人でのチェックができるよう改善した。</p> <p>また、総務課が中心となり、マニュアルの作成や研修の実施及び事務処理の合理化の検討など、統制機能の強化に努めていくこととした。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>【監査対象所属：行政管理課】</p> <p>2 前橋工科大学施設の維持保全について（要望事項） 前橋工科大学4号館、5号館及びメイビットホール周囲に敷設されたインターロッキングブロック舗装において、複数の排水樹の周囲で舗装路面の陥没あるいは舗装縁石の隆起が見受けられた。 当該舗装の陥没あるいは隆起部分について、通行の際の事故防止や排水阻害を解消する観点からも早期に修繕を行うなど、適切な維持保全の措置を講じられたい。</p> <p>3 修繕及び整備工事支援に関する協定書の運用について（要望事項） 予定価格が130万円を超える修繕や整備工事を前橋工科大学で発注している事例が認められた。 前橋工科大学契約事務取扱細則第30条第1項で契約金額が130万円を超える工事請負契約は建設工事請負契約書を使用することとなり、工事の発注、施工に当たっては、設計図書、仕様書、現場説明書、条件明示書などの関係図書が必要となることと、設計図書等の作成、監理・監督、検査などで専門技術的な知識、見解が必要となることから、公立大学法人移行時に前橋工科大学と前橋市との間で、効率的で的確に大学施設環境の保全に資することを目的として、「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」を締結しており、130万円を超える修繕及び整備工事の発注並びに工事施工に当たっては、本協定を有効利用し、設計図書等の作成や監理・監督、検査の支援並びに必要なに応じて技術的助言を行うよう検討されたい。</p> <p>4 前橋工科大学における契約関係規程の再整備について（要望事項） 行政管理課が所管する公立大学法人前橋工科大学における契約事務において、事務処理手順等を確認したところ、同法人会計規程、同法人契約事務取扱細則等に基づき事務処理を行っているが、実際の事務処理が規程等の内容にそぐわない状況が見受けられるなど、</p>	<p>施設の維持管理は、「建物使用貸借契約書」に基づき、公立大学法人前橋工科大学が行うこととしており、市の予防保全計画推進プログラムに基づき施設点検を実施し、毎年結果報告を受けている。大学に対しては、適正な維持管理のため引き続き施設点検を充実させ、維持保全状況に係る報告を定期的に提出していただくこととする。 なお、今回の件については、インターロッキングブロック舗装の状況を把握し、危険部分の修繕を行うよう依頼した。</p> <p>「公立大学法人前橋工科大学の修繕及び整備工事支援に関する協定書」では、大学が実施する施設の修繕及び整備工事を独自では適正に遂行できない場合において工事支援することとしている。法人化によって、事務処理削減、コスト削減、及び柔軟な対応が可能となることから、工事支援対象の金額については定めていないが、大学に対しては、130万円を超える修繕・整備工事など、必要に応じて市に支援要請を行うよう依頼した。</p> <p>法人会計規程、法人契約事務取扱細則等は、法人化時に制定したものであり、法人化後6年が経過していることから、大学の実情にそぐわない事務処理手続きがある場合は、所管課として、適正な規程等が整備できるように支援していくこととする。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>適正な契約事務が執行されているか疑義が生じる状況であった。</p> <p>市所管課として、当該団体と協議し、適正な規程等が整備されるよう助言するとともに、今後の同法人における契約事務が適正な執行となるよう支援されたい。</p>	<p>あわせて、大学の規程に基づき、適正な事務処理を行うこと、また、契約事務について学内の統一的な事務処理を確立できるように支援していくこととする。</p>